

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 1 1 月 4 日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO 法人 S t e p

3 代表者の氏名

西田 里美

4 主たる事務所の所在地

伊賀市上野桑町 2220 番地

5 定款記載の目的

この法人は、伊賀市在住の子ども及び福祉的な助けを求めている方に対して、放課後児童健全育成に関する事業を行い、働いている保護者に対して放課後の子ども達の居場所対策として安心安全を提供する事と、社会生活を送る上で困っている方を助ける事に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 1 1 月 4 日 ～ 令和 7 年 1 1 月 1 8 日

NPO 法人 Step 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 Step という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県伊賀市上野桑町2220番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、伊賀市在住の子ども及び福祉的な助けを求めている方に対して、放課後児童健全育成に関する事業を行い、働いている保護者に対して放課後の子ども達の居場所対策として安心安全を提供する事と、社会生活を送る上で困っている方を助ける事に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 放課後児童健全育成事業
- (2) ヤングケアラー支援体制強化事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長は無しとする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長を置き、理事長が兼務する。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しな

なければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行

う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西田 里美
理事	今岡 久美子
理事	堀 哲嘉
監事	松本 博子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

役員名簿

NPO 法人 Step

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ニシダ サトミ 西田 里美	個人情報のため隠しています。提出 する書類には、住所の記載が必要 です。	無
理事	イマオカ クミコ 今岡 久美子		無
理事	ホリ アキヨシ 堀 哲嘉		無
監事	マツモト ヒロコ 松本 博子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、共働き家庭やひとり親家庭の増加に伴い、放課後の児童が安心して過ごせる生活の場の確保が社会的な課題となっています。特に本地域においては、放課後児童クラブの受け皿が不足しており、待機児童の発生や長期休暇中の居場所の確保が喫緊の課題となっています。

また、子どもたちが家庭・学校以外の地域社会の中で多様な人と関わり、遊びや学びを通じて健やかに成長できる環境づくりも求められています。

私たちは、これらの課題を解決し、地域の子どもたちの健全育成と保護者の子育て支援を進めるため、市民主体の仕組みとして特定非営利活動法人を設立することを決意しました。

2 目 的

本法人は、放課後児童健全育成事業を中心に、子どもの安全な居場所の提供、生活習慣や学習習慣の支援、地域交流の推進を通じて、児童の健全育成と家庭の子育て支援を図ることを目的とします。

3. 事業内容

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの運営）

- 長期休暇中の居場所・活動プログラムの提供
- 子育て家庭への相談・情報提供
- 地域住民・ボランティアと連携した体験活動（自然体験・文化活動など）の実施
- 行政・学校・地域団体との協働による子育て環境づくり

4. 期待される効果

- ・ 子どもが安心して過ごせる居場所が確保され、健全な成長につながる。
- ・ 保護者が安心して就労でき、家庭の安定に資する。
- ・ 地域の大人と子どもが交流することで、地域の連帯感が高まる。
- ・ 行政施策を補完する市民主体の仕組みとして、持続可能な子育て支援基盤を構築できる。

2 申請に至るまでの経過

2025 年 9 月 3 日 NPO 法人 Step の設立構想
2025 年 9 月 30 日 設立総会開催

2025 年 9 月 30 日

NPO 法人 Step

設立代表者 氏名 西田 里美

2025 年度事業計画書

(法人成立の日 ～ 2026 年 3 月 31 日)

NPO 法人 Step

1 事業実施の方針

伊賀市の要望により本年度(2025 年)にて、NPO 法人 Step を設立致しますが 2026 年 3 月 31 日までは、準備段階で、2026 年 4 月 1 日より伊賀市委託の放課後児童クラブの運営をします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	支出見込 み額 (千円)
	活動に向けた準備					

2026 年度事業計画書

(2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日)

NPO 法人 Step

1 事業実施の方針

本法人は、放課後や長期休暇中において、家庭で過ごすことが困難な児童に安全で安心できる居場所を提供し、遊びや学習を通じて健全な成長を支援することを目的とする。あわせて、保護者の子育てと就労の両立を支援し、地域ぐるみで子どもを育てる基盤をつくる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	支出見込 み額 (千円)
放課後児童健 全育成事業	放課後児童クラブの運営	通年	伊賀市 上野桑 町 2220	15 人	伊賀市児童 15 人/年	8,032

2025年度 活動予算書
法人成立の日から 2026年 3月 31日まで

NPO法人Step
(単位:円)

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
特別会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
伊賀市補助金	0	0	
4. 放課後児童クラブ利用料			
利用者負担分			
年間保険料		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
賃金	0		
賞与	0		
退職給付費用	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
消耗品費	0		
燃料費	0		
印刷製本費	0		
水道光熱費			
賃借料	0		
保険料	0		
通信運搬費	0		
児童会行事費	0		
交際費	0		
研修費	0		
その他経費	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費			
通信費			
本部経費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2026年度 活動予算書
2026年 4月 1日～2027年 3月 31日まで

NPO法人Step
(単位：円)

科 目	金 額 (単位：円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
特別会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
伊賀市補助金	6,270,000	6,270,000	
4. 放課後児童クラブ利用料			
利用者負担分	1,829,800		
年間保険料	12,000		
		1,841,800	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			8,111,800
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,736,000		
給料手当	1,497,600		
賃金	729,600		
賞与	705,600		
退職給付費用	144,000		
法定福利費	601,252		
福利厚生費	34,000		
人件費計	6,448,052		
(2) その他経費			
会議費	28,000		
消耗品費	129,440		
燃料費	56,640		
印刷製本費	39,600		
水道光熱費	0		
賃借料	960,000		
保険料	12,000		
通信運搬費	10,000		
児童会行事費	67,000		
交際費	20,000		
研修費	262,000		
その他経費	1,584,680		
事業費計		8,032,732	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費			
通信費			
本部経費	0		
雑費	79,068		
その他経費計	79,068		
管理費計		79,068	
経常費用計			8,111,800
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0